

会 議 録

会議の名称	令和6年度第1回川越市環境審議会
開催日時	令和6年7月25日(木) 午前10時00分 開会 ・ 午前11時15分 閉会
開催場所	川越市役所 7階 7AB 会議室
議長(会長) 氏名	議長:小瀬 博之
出席者(委員) 氏名(人数)	【1号委員】 ・小島 洋一 ・糸 真美子 ・須藤 直樹 ・鈴木 謙一郎 ・牛窪 喜史 ・池浜 あけみ ・高橋 剛 ・吉村 千鶴子 ・小瀬 博之 ・濱口 恵子 【2号委員】 ・高木 瞳 ・中島 英夫 ・福原 時夫 【3号委員】 【4号委員】 ・堀口 浩二 (14名)
欠席者(委員) 氏名(人数)	【1号委員】 【2号委員】 【3号委員】 ・小田島 隆 ・齊藤 正身 ・坂口 孝 ・鈴木 崇弘 ・増田 知久 ・宮岡 寛 ・宮崎 千鶴 【4号委員】 (7名)
事務局職員 氏名(職名)	環境部長:渡邊 靖雄 環境部副部長:山崎 茂(環境政策課長) 課長:山原 弥(環境対策課)、林 一成(産業廃棄物指導課) 林 淳二(資源循環推進課長)、杉本 弘(収集管理課) 尾崎 裕久(環境施設課) 環境政策課:島村 浩寛(副課長)、内田 星斗(主任)、平井 花苗(主事補) 産業廃棄物指導課:島居 知季 (主査)
傍聴人(人数)	なし
会議次第	1 開会 2 報告 (仮称)川越市再生資源物の屋外保管に関する条例の検討について 3 その他 4 閉会
配布資料	・次第 ・(仮称)川越市再生資源物の屋外保管に関する条例の検討について ・第15期川越市環境審議会委員名簿

議事の経過	
発言者	議題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
事務局	定刻となりましたので、令和 6 年度第 1 回川越市環境審議会を開会させていただきます。 皆様には大変お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。私は本日司会を担当いたします環境政策課副課長の島村でございます。よろしくお願いいたします。 なお、本日傍聴希望者の方はいらっしゃいませんので御報告させていただきます。 本日は 21 名の委員のうち 14 名の委員に御出席をいただいております。川越市環境審議会規則第 3 条第 2 項に基づき出席者が過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことをここに御報告申し上げます。 続きまして渡邊環境部長より挨拶と併せまして、職員の紹介をさせていただきます。
環境部長	【あいさつ】【環境部職員紹介】
事務局	続きまして、昨年度の審議会開催後に委員に異動がございましたため、御紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場で御起立をお願いいたします。 初めに 1 号委員の学識経験者として、川越市議会議員の須藤直樹委員です。
須藤委員	【あいさつ】
事務局	続きまして 4 号委員の環境行政機関の職員として、埼玉県西部環境管理事務所所長の堀口浩二委員です。
堀口委員	【あいさつ】
事務局	以上の 2 名の方が新しく委員となりました。よろしくお願いいたします。なお、任期でございますが令和 7 年 2 月 28 日までとなりますので、よろしくお願いいたします。 続きまして小瀬会長より御挨拶をお願いいたします。
会長	【あいさつ】
事務局	ありがとうございました。続いて資料の確認をさせていただきます。

	事前に郵送させていただいております資料となります。まず 1 点目が、「会議次第」となります。続いて 2 点目が、「(仮称)川越市再生資源物の屋外保管に関する条例の検討について」、3 点目が「第 15 期川越市環境審議会委員名簿」、以上 3 点となっております。不足はございませんでしょうか。 それでは、川越市環境審議会規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、小瀬会長に議長になっていただき議事を進めていただきたいと存じます。小瀬会長よろしくお願いいたします。
会長	それでは、ただいまから議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。今日は報告ということになります。(仮称)川越市再生資源物の屋外保管に関する条例の検討について、事務局から説明をお願いします。
事務局	【(仮称)川越市再生資源物の屋外保管に関する条例の検討について説明】
会長	細かいところも多くわかりにくいところもあるのですが、まず埼玉県条例というのが、ホームページを見ますと「埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」というのが令和 6 年 7 月 9 日ということでまだ先日出されたばかりで、それが令和 7 年 1 月 1 日施行ということで、何も川越市で対策をとらなくても、県条例がとりあえず来年 1 月 1 日から適用されるということなのですが、今回はそれに上乗せした条例を作って川越市は川越市の方で運用したいという報告になっております。 ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様、何か御質問はございますでしょうか。
委員	まず 1 点が、今議長からありましたように 1 月 1 日、来年県の条例が施行されるということで、市としてはいつ頃を目途にこの条例を策定したいのか、考えがありましたらお願いします。
事務局	令和 7 年度中に上程、議会への報告をしたいという形で今検討しているところです。
委員	来年の 3 月ですね。
事務局	令和 7 年度になりますので来年 4 月以降ですね、令和 7 年度内に議会への報告をして、上程をしていければと主管課としては考えております。
委員	少しまだ私の中でイメージされていない部分があるのですが、先ほど説明された中で、資料裏側の土地所有者という項目がありますが、埼玉県とさいたま市は

	土地所有者の責務しか書かれていませんが、川越市の案としては責務と土地所有者への勧告ということが含まれています。この勧告をする意味というか、どのような違いを考えていらっしゃるのかお聞きします。
事務局	土地所有者の責任について、土地所有者の責務として、その範囲の中で指導することはできるのですが、ただ実態として主管課の中で、今回は有価物の方の規制で対応しているのですが、産業廃棄物指導課の所管の中で産業廃棄物の関係だとか土砂のたい積の条例を持っており、土砂山の事案もあるのですが、その中で、行為者が不適切な処理をしたことによって、土地所有者が管理できなくなってしまうということが結構見受けられます。そうすると、行為者が不適正な処理をやりすぎたことによって、土地所有者が結局その行為者に無償で贈与してしまったり、行為者が不明になったときに、その不適正なものだけ残ってしまって、土地所有者に管理責任がかかってくるのですが、結局自分で管理できずにその土地所有者が亡くなってしまったときに、その後相続した方が財産を放棄してしまって、そこが無管理地になってしまうケースが複数見られています。私達はその中で、初めは行為者に対して指導はするのですが、行為者に対して指導ができないような場合には、土地所有者の管理責任についても一応勧告までするような形でできればなというふうに考えているところです。
委員	そうすると、県とさいたま市は、その勧告はしないというケースなんですかね。
事務局	実際のところ責務の規定があるため、それによって行政指導はできると思うのですが、どこまでそれぞれの所管する自治体の方で判断するかという形になってきます。一応私達は明確化したいというか、勧告ということは行政指導の一つなのですが、条文の中で規定をして明確化したいという考えはあります。
委員	昨年の第1回目の環境審議会でお話ししましたが、昨年の4月25日に私のすぐそばの家屋が焼けまして、一家3人亡くされました。相続放棄された遺族の方が「相続放棄したのだから一切その後の処理をする義務はない」ということで、野ざらしになっていて、もう1年以上も周りの人たちは本当に困っています。そのようなケースを考えると、事業者にとっては厳しいと言われる条例もやはりやる必要があるのではないかと私は思っています。
会長	その他御質問御意見等ありましたらお願いいたします。
委員	御説明ありがとうございます。市条例における検討事項の部分で、対象物について御説明あったかと思います。川越市は埼玉県に倣った内容で、さいたま市はより詳しいですかね。もう少し細分化されて、木材であったり、コンクリートであったりというのが加わっていると思うのですが、これは現在川越市では確認されていないから加えてないというような御説明だったかと理解しているのですが、将来的に

事務局	は木材やコンクリートなども出ないという見込みでこのようにされてるのか、細分化をしていない理由について市の考え方をお伺いできたらと思います。 木材だとかコンクリートだとかガラスというのは、実態調査をした限りでは、それを有価物として再生資源物として扱っている事業者は川越市の中ではありませんでした。さいたま市のように、はじめから定義の中に裾を広げて規制するというやり方もありますが、今回は実態に合った形、条例を制定したい理由は火災が多いこと、あと騒音振動だとかの、現実には生活環境保全上支障の恐れがあるものに着目しているため、金属とプラスチック類にしています。現時点での業界の中では、コンクリートだとか、ガラスだとか陶磁器というのは、廃棄物として扱っている現状が実態として多いため、まだそこまで定義の中で入れる必要はないのかなと考えています。 逆に条例化をすることによって、廃棄物処理法の規定になっている事業者が、条例の方が法律よりもやはり緩い規制になるため、廃棄物処理法の規制を逃れて脱法して、有価物の再生利用の方に行ってしまう恐れもあるのではないかなという理由もあったことから、金属とプラスチックという形に主管課としては考えている状況でございます。
会長	産業廃棄物としてはここに書いてある木材や金属など全部規定されているから、廃棄物として処理する場合にはかなり厳しい規制がかかっているということですよ。有価物で資源として収集されたというところがポイントになってくるということです。他に御質問等ございましたらお願いいたします。
委員	御説明ありがとうございます。細かいことですが、今の市条例における検討事項の中で、事前協議のところは県はなく、川越市はありということですが、この違いについて伺います。また、下から 2 つ目の現場責任者の設置というところで、さいたま市の方は苦情相談窓口となっておりますけれども、この違いについてお聞きしたいのと、3 点目に PFAS が色々問題になっておりますが、様々なプラスチック製品ですとか、金属製品でもそのコーティングの中に含まれていたり、それが置いたままになっているところから、汚水排水などの中にその PFAS が流れて川の方に行くというようなことも問題になっていると思うのですが、そのあたりの対策などについては含まれているのか、この 3 点をお聞きしたいと思います。
事務局	まず 1 点目の事前協議ですが、先ほどの私達の所管課で扱っている産業廃棄物の許可に関する事務と、土砂のたい積に関する条例につきましては、許可する前に事前に協議するような形で、関係課の照会や他法令の意見を聞きながらある程度調整をして、本申請に入るような事務手順を行っています。一応そういった内部的なものでやっている実情がありますので、今回の条例を制定するにあたって、申請書が全部できているからいきなり本申請を受けるのではなく、あらかじめ協議をしながら、他法令の部分を遵守できた形ができてから、本申請に入るような

	形にしたいと考えておりますので、事前協議という条文を明確化したいと考えています。 2点目の事業場の現場責任者と苦情相談窓口の設置についてですが、実際指導業務をするにあたっては、現場に行って現場の状況を見ながらその場で口頭指導する。また、後で戻ってから文書指導するケースが通常なのですが、処分だとか罰則規定を適用するときに、責任者の所在を明確化するために現場責任者の設置という条文を置いております。ただ、苦情相談窓口の設置についても、実際は市民からの苦情があったときにその対応窓口を实际設けなくては対応がスムーズに行えないため、現場責任者という大枠の中の一つとして、苦情相談窓口というのは入れたいとは考えているところです。 あと PFAS の関係については、汚水対策だと水質の関係の対策になってきます。私達の条例の中には、構造基準だとか保管基準だとか他の基準を設けようと考えているのですが、例えば今実態とすると、土地の資材置き場は、きちんとしていたところはアスファルトだとかコンクリートを打って水が地下浸透しないような対策をとっているのですが、現状は何も対応を取らずに土の上に直接資材を置いているケースもあるため、そういった事業所に対策をとらせることによって、規制をしていきたいと考えてます。
事務局	環境対策課ですけれども、最後の PFAS の関係ですが、一応フライパンとか撥水スプレーとか、要するに製品として挙げられてるものに関しましては、PFOS・PFOA と別の物質になりますため、今現在のそのスクラップや屋外保管場所で崩したものは直接的には影響はないと考えております。
会長	いずれにしても金属でもいろいろな物質が含まれているため、この保管基準、構造基準のところに汚水排水対策というところが入っていますので、そこで押さえておきましょうということですよ。
委員	先ほどあった質問と関連するのですが、苦情相談窓口の設置と、現場責任者の設置です。これを見ると、さいたま市の苦情相談窓口の設置しか書いてないのは、現場責任者の設置はした上でということではないですか。一般的に、事業所の場合は現場責任者を設置しなければならないと思うのですが、なぜそれがさいたま市の場合は苦情相談窓口に置き変わっているのか。わかる範囲でどうということか教えてください。
事務局	考え方の違いになってくると思います。さいたま市の方は現場責任者というよりも、苦情があったときに現場で対応できる人を置くという意味合いで苦情相談窓口という形で捉えているようです。川越市の考えとしては、実際の許可の申請者というのは社長代理や事業主が申請の責任者になりますが、その申請の中に現場責任者というのを連ねて申請をしていただいたうえで許可を出す形で、現場での責任の所在を明らかにしたいということで置いています。

	一方でさいたま市の場合は、苦情があったときに対応できることを明確化したということで、現場責任者ではなく苦情相談窓口という形で条例の中に明確化したいということだと思います。実際ヤードの場合、今回規制したいところは、外国の方の経営しているヤードがかなり多いんですね。そうすると実際、さいたま市のような苦情相談に対応できるような形がいいのか、現場責任者を明確にしておいて、現場責任者に指導していくのかというような、そこは行政の考え方の違いです。
委員	そしたら川越市の条例には、現場責任者の設置と苦情相談窓口の設置を並列して書いた方がいいのではないかと私は思います。最初この資料を見たときに、苦情相談窓口は行政の方というイメージがありましたが、さいたま市の場合はそうではなくて事業者の方に設置するということですね。
事務局	そうですね。苦情があったときに事業の内容を改善できるような形で、苦情相談窓口を設置してくださいというような意味合いになります。もちろん川越市の条例の枝葉の部分の中で苦情相談窓口を設けるようにというような要件は考えてるところはあるのですが、それよりも条例の柱としては責任者の所在を明確化したいため、現場責任者の設置等を柱にしたいと考えています。そこは条例を作る際の骨子の段階なため、自治体による考え方が違うということです。
会長	そうすると県の方が厳しいですよと言うと、さいたま市の条例が変えなきゃいけないことになるのですが。今手元で条例を見ますと、「さいたま市の屋外保管事業者は規則で定めるところにより自己の管理する屋外保管事業場にかかる苦情等に関する相談に応じるための窓口を設置しなければならない」となっておりまして、県条例は「現場責任者」という項があって第 18 条に、「特定再生資源屋外保管許可業者は、当該特定再生資源屋外保管事業場にかかる業務を適切に行わせるため、規則で定めるところにより、」規則を両方とも見ないとわからないと思いますが、「特定再生資源屋外保管事業場ごとに現場責任者を置かなければならない」。この解釈でいいますと、業務を適切にということでは苦情相談窓口というのも入っていると解釈もできるわけですね。
委員	県の規則につきましては今検討中の段階でございまして、まさに議長がおっしゃられた通り、この後どういった業務が責任者の主業務になるかということを検討するとしていただいております。 この苦情相談窓口、苦情があったときには適切に対応しなければならないとかそういったことは当然その規則の中で謳うことになりますし、事務局がおっしゃったようにまだ骨子の段階ですから、川越市の条例においてもそういった形の対応を考えればいいのではないかなと考えます。
委員	御説明ありがとうございます。少し確認したいのはですね、許可対象が 100 平

	方メートル以上ということなのですが、川越市の場合はヤードが 30 箇所あるようで、そのうちの 100 平方メートル以下っていうのは何軒ぐらいあるのでしょうか。
事務局	一応実態調査で 30 事業所の確認をしているのですが、一番狭い面積では、330 平方メートルが一番小さい事業所です。実際 100 平方メートル未満というのは、川越市の中で実態として今確認できていない状況です。廃棄物処理法の中の有害使用済機器の届出の除外対象者というものが 100 平方メートル未満に規定されているため、川越市もその線引ラインを1つとして、100 平方メートル以上の者に許可対象するというような形で考えているところです。
委員	本題と外れるかもしれませんが、私が時々使う川越市内のスーパーで広い駐車場があるところなのですが、もう多分 2 年以上にわたって放置されている車があります。最初の頃は警告の紙がワイパーに挟んであったのですが、風雨で飛んでしまったようです。ナンバーも付いているのですが相変わらずずっと動かないまま置かれており、そういう放置されたものに関しては、本人に何かしてもらえるまでそのままということになるんでしょうか。 あと、粗大ゴミのような放置されて収集されないゴミが時々問題になって、そこがまた新たなゴミ置き場になってしまうというようなニュースもありますが、放置されっぱなしのものに関しては何か対策はあるのでしょうか。
事務局	放置された自動車の関係で、やはり最終的には土地の所有者の管理責任という形になってきます。おそらく張り紙をされたのも、多分土地所有者かどなたかが、これが有価物なのか廃棄物なのかわからないため警告するという形で貼って、自動車の所有者の人は自分で処分してくださいということではないかと思います。それがまず廃棄物なのか有価物なのか、それが廃棄物であれば処分する必要があると思うのですが、所有者だとか行為者がなければ、結局土地所有者の管理責任になってしまいます。土地の所有者は処分が大変なため、そのままの状態になっていることが多いのではないかと考えています。 ただ、今回の勧告のところもそうなのですが、土地所有者の管理というのは、私権の制限するところに踏み込んでいるため、今の御質問だと、実際は土地の所有者の方が管理責任として何かしなくてはいけない状況です。そこに行政が何かしら一歩踏み込んだ指導するためには、やはり私権を制限するところに踏み込むことになるため、市としては、条例によって条文化して勧告までの指導をしたいということに繋がっているところでございます。
委員	説明会のところですが、さいたま市は 300m 以内の住民とかいろいろ条件がありますが、県と川越市は何もありません。これは無制限ということで解釈してよろしいですか。
事務局	ここの住民説明会の距離の範囲については、中で今検討しているところです。

	1 つの考え方として、私達の方で今使っている産業廃棄物の許可をするための事務の中で川越市独自の条例で「川越市産業廃棄物処理施設の設置、紛争の予防および調整の条例」というのがございます。そこには、事業者がある一定の距離のところには、説明会をしなくてははいけないですよという条例なのですが、産業廃棄物の処分業の許可については 200m を範囲にしていますので、そこを 1 つの目安として参考にできればと考えているところです。
会長	さいたま市の条例で説明会の開催等ということで、この「当該協議に係る屋外保管事業場の敷地の境界線から 300m 以内に居住する者と土地もしくは建物を所有する者」に対してということが書いてあって、やはり県条例の方は先ほどありましたが、「規則で定めるところにより、」多分まだ規則ができていないからということですが、ここには書いてあるのは周知と書いてありますが、「説明会の開催その他の特定再生資源屋外保管業の内容を周知させるために必要な措置を講じなければならない」と書いておりますね。
委員	先ほどの話とほとんど同じなのですが、さいたま市につきましては、条例ができて規則もできており全てが具体的にここで示されています。ただ、埼玉県は条例だけが制定されたので細かい規定はこれからで、川越市は条例もまだこれからというところですから、まだ具体的に 300 がいいのか 500 がいいのか 200 がいいのかというのはこの後検討していくことだと思います。それを条例の中で謳うのか、もしくは規則の中で謳うのかという手続きがこの後待っていると考えます。
委員	御説明ありがとうございます。市の条例における検討の罰則なのですが、具体的にどのような罰則なのか伺いたいです。
事務局	罰則規定は、自治体の条例の場合罰則の上限があって、2 年以下の懲役と 100 万円以下の罰金が自治体の条例の一番上限になっています。他市の状況を見ますと、1 年以下の懲役と 100 万円以下の罰金というのが埼玉県とさいたま市も上限となっております。内容は無許可だとか不正な手段によって許可を取得した場合だとか、改善命令の違反とかですね。あと措置命令の違反だとか、行政処分に対する違反に対する罰則です。 あとは罰金の関係については、立ち入り検査や報告徴収をしたときに、拒んだりだとかについては罰金という形で規定できると思っております。やはりこれもまだ骨子の段階なため、ある程度具体的に原案ができた段階で検察協議をして決めていくという形になっていきます。
委員	御説明ありがとうございます。この保管施設の関係、それから保管の事業者の実態について、件数の確認などされておられると思いますが、今まで市などに寄せられた問い合わせや苦情、そういったものはどのようになっているのかということと、土地所有者についての記述がありますが、土地を貸す者について引き続き所

	有権があり責任はあると思うのですが、譲渡にあたって他者に譲った後の責務というのはどういうことが考えられるのか。また、土地取引上その譲渡にあたっての規制というのが他に何か行政上取られてるようなことがあるのか、わかることがあれば教えていただけますか。
事務局	川越市として今、金属スクラップのヤードについての大きな苦情だとか案件というのは、今のところございません。市で気になっているところは、火災がこの県南西部地域の中で結構多いんですね。不適切な取り扱いによって、ぼやだとか火災を生じてしまっているというのが現状です。 それと土地の譲渡についてですが、現在の土地の管理責任というのは、売買で買う人でも譲渡された人でも変わりはありませんので、その土地を現在持っている人がその土地を管理する責任があるという形で考えているところです。売買で買ったとしても、譲渡によって手に入れられたとしても、今現に持っている土地の所有者が適切に管理してくださいという形で考えているところです。
委員	今の譲渡の話なのですが、少し私の認識が違っているのかしれませんが、土地を持っている人が他者に譲渡するという、手放した元所有者というんですかね、手放した方もその責務を負うということになるのか、その土地を手に入れたものかということなのか。土地を売って手放した後も、その元土地所有者というのが責任を負うのかどうか、そこが少しわからないので、埼玉県、さいたま市はどういった捉え方でこのように責務を規定しているのか、もしわかれば教えてください。
事務局	土地を売買するときに、重要事項として、その負となる部分がちゃんと書かれているのであれば、その譲渡なり、買われた方が、その負の部分を管理する必要が出てくると思うのですが。
委員	前の御質問に適切に答えられるかわかりませんが、まず適切な事業地が譲渡されて次の方に移った場合、譲渡といっても売買で譲渡された場合には当然適切な状態から移ったわけですから、次の買われた事業者とその土地の所有者が適切な責任を持つわけで、前の方に責任はないと考えます。 ただ、悪質な状況だった土地を売買した場合には、前の責任者には責任がないのかというと、それは別の意味でやはり責任を追及されるべきものと考えます。県の条例では少し話が違うのですが、相続の場合は、単純に届け出で地位が承継されます。その際には届けを出してくださいという条例のたてつけになっております。全くの第三者に譲られる場合には、手続きをもう一度最初からやっていたくという形になりますので、その中で適切な管理が行われるものと考えております。
委員	そうしますと、例えば土地所有者が別の方に土地を、例えば幹線道路脇の土地を購入したい業者に土地を売って、売るにあたって買いたい者がどのように使うかについて明確でない中で土地購入したいということで、土地を譲ったと。その後

	実際に使われ、その使われ方があまりよしくなかったとき、元所有者である土地を譲渡した者が責任を問われるようなことがあるのかどうか。
委員	土地所有者の責務という規定で県条例でも謳っているのですが、こういう形で使われるとわかっていて譲渡や売却をする場合には、その地域の生活環境保全上の支障が生じないように確認してくださいという努力規定が入っている状態でございます。譲る場合には用途は大丈夫だということを確認し譲らなくてはいけません。ただ、その責務はあくまでも努力規定のため、罰則がかかるような形ではないと思います。当然、財産権というものがあり、自分の土地をどのように譲るかという問題がありますので、ここについてはあくまでもお願いベースの規定を作っているのが現状でございます。これ以上の規定は多分作るのは難しいのではないかと思います。
委員	許可期間のところですが、どこが許可して 5 年経って、更新は自動更新なのか、それとも検査や何かやるのか。もう 1 つは、5 年以内で途中で譲渡した場合、今の件とも関係してきますが、簡単に許可を出すのかどうかという 2 点について伺います。
事務局	1 回許可を取得して 5 年間期間がありますので、5 年経ったところで更新の許可を改めて取っていただくような形になります。その中で問題等で不許可となる理由があるのであれば、処分を行って許可するか、または不許可にするかというような形で考えています。5 年の間に大きな事業計画の変更だとか、用地の拡大だとか何か変更があったときには、変更の許可を改めて取っていただくというような形で考えております。ただ譲渡だとかをする場合には、その内容によるのですが、1 回ここで区切ってまた新規で許可を取得し直すというような考え方があると思います。
委員	どこが許可の権限があるのですか。
事務局	行政の中で私達の産業廃棄物指導課が窓口になりますが、市長が許可するという形です。
会長	そうすると県条例だけのままだと、許可の権限が県の方に行くということですね。それを市でやりましょうということでございます。 最後に確認したいのは、さいたま市の条例でも書いていますが、今既に設置してある屋外保管事業場は、この条例が施行されたら適用されるということでよろしいですね。そうすると 5 年程度だからその条例が施行されることになると。
事務局	既存の施設については、届け出が提出されたところで、当面 5 年間は許可をするみなし許可という扱いを考えています。改めて 5 年経ったときに、更新の許可と

	いう形で申請をするという形です。
会長	どちらにしても経過措置というのも書いてますように、県条例がまず適用されてそこから市になるとすると、その5年っていうのは、県条例のところから始まるようになるのでしょうか。市の条例が施行されたらそこからまたリセットになるのでしょうか、まだ詳細は決まってないですか。
事務局	そこはまた県と調整をする必要もございます。川越市としての経過措置を考えなくてはいけませんし、県の条例がもう施行されてますので、県の経過措置を川越市がどのように考えていくのか、川越市で初めからですよという考えもあるし、県の条例がみなし許可をしている事業所についてはどういように扱っていかなくてはいけないかと、そこはこれから検討していかなければならない課題になってきます。
会長	そういうところも含めての条例の検討になるということですね。 それでは皆様、活発な御意見ありがとうございました。かなり時間も経ちましたので、このあたりで終了させていただきたいと思います。今回は諮問ではなく報告事項ということで、色々と御意見を伺ったということです。この御意見も参考にして今後、条例の方を検討していただきたいと思います。では、委員の皆様ありがとうございました。 続きまして、次第の「3 その他」について、事務局より何かございますか。
事務局	事務局からはありません。
会長	委員の皆様からは何かありますか。
委員	ありません。
会長	それでは、これもちまして議長の職を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。
事務局	それでは、閉会のことばを濱口副会長よりお願いいたします。
副会長	以上をもちまして、環境審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。